

施策

できなかつたものもあり
ます。今後、この結果を
まとめ、公表させていた
定期的に検証等を行います。
② 策定後の各施策の進
ちょく状況等については、
公表していきたいと考え
ています。

③ 各施策の策定にあ
たっては、職員にとって
も、わかりやすく使いや
すいものとするため、具
体的な指標や目標の設定
及び目標達成度の明確化
を図り、実効性を高める
計画にしたいと考えてい
ます。

④ 総合計画は今後10年
を見据え、住民の皆様、
企業及びお勤めの皆様の
現在のニーズを反映させ、
時代の潮流に対応できる
柔軟性をもつた計画とし、
基本構想は10年、基本計
画は前期5年と後期5年
としたいと考えています。
政策提言を村の施策と
して実行していく上で、総
合計画の中に位置づける
と考えています。

ことも重要なことである
ことは認識していますので、
今回の計画においては、
必要に応じて、基本計画
の中で、加え、修正を行
う形で対応させていただ
きたいと考えています。

⑤ 将来人口については、
現在の趨勢をもとに推移
した場合、人口は減少し、
一層の高齢化が予想され
ます。

新規住宅地関係では、
一候補地においてご協力
をいただける旨お話をい
ただきました。今後も、
段階的な人口増加を見込
んだ開発を進めていきた
いと思っています。

また、防災関係の整備
とともに住民の皆様が住
るいは子どもを生み育て
るいは子どもの安全を確
保する」ことで、納入は
3月下旬になります。



※計測部位は保護シートで
覆っています。

Q. 線量計の活用は

A. 定期的に村内の計測を行う



伊藤秀樹 議員

畑・用水などの安全を確
認し、村民を安心させて
いただきたい。

又、県から簡易線量計
の提供があつたと聞くが、
村民が希望すれば貸し出
しの用意があるのか。

線量計の活用について
は、昨年7月に被災地へ
のボランティア活動のと
きに、村内企業から線量
計をお借りして持参させ
ました。また、9月に愛
知県町村会から簡易線量
計の提供があり、9月下旬

村長

震災以来、福島原
発の放射能が住民に不安
を与えています。

飛島においても、被災
地に行くボランティアに
配慮し線量計の購入を決
めました。

現在、そのとき購入を
決めた線量計はどうなっ
ているのか。

A

放射性物質の線
量計は、「品薄で
納入まで、半年ほどかか
ります」とのことです。納入は
3月下旬になります。

は、昨年7月に被災地へ
のボランティア活動のと
きに、村内企業から線量
計をお借りして持参させ
ました。また、9月に愛
知県町村会から簡易線量
計の提供があり、9月下旬

旬のボランティア活動並びに、9月と10月に職員を被災地支援に派遣した折、持参しました。今後、被災地への人的支援があれば安全確保のため、持つていくよう指示します。

現在、発注している線量計が納入されたら年2回ほど定期的に村内の計測を行うこととし、測定場所は村の中心に位置する役場付近と臨海部にある公民館分館の2箇所で測定をしたらどうかと

思っています。

なお、この測定結果については、ホームページに搭載し公表することを考えています。

また、村民から貸出しの希望があれば短期間での貸し出しを考えています。

この合意の内容と開発計画の概要を説明してください。

村長

A

人口の減少、少子高齢化が進むと、村の活性化を推進して



渚地区住宅用地



鈴木義男 議員

Q

渚地区の村営住宅用の分譲地の買収が地権者と合意ができ

たと聞きました。

3地区、4候補地を選定

議・検討を重ね、本村での地域特性にあてはめた、新年度に議会にお示し

いたと聞きました。

3地区、4候補地を選定

結果により、

当であるとの結果により、

結果により、

Q. 介護保険料の1万5千円もの値上げは止めるべきです

A. 安易な減免はせず、慎重に必要性を見極め対応すべきと考える

介護保険料は収入によって段階がありますが基準額で年間4万800円の人のが5万5800円にもなります。最高の人では10万440円にもなるのです。

いま、経済が悪く生活は大変です。こんな時に保険料を上げ住民負担を増大させるのは間違っています。

飛島村は豊かな財政を持つているのですから、村独自の減免制度などを行うべきです。国や県が認めないと言いうならば、一般会計の中このため介護サービス

介護保険料は収入によって段階がありますが基準額で年間4万800円の人のが5万5800円にもなります。最高の人では10万440円にもなるのです。

従つて、第5期介護保険事業の保険料は基準額で月額4千650円となり、第4期介護保険事業保険料と比較し、1千250円増額となりました。

介護保険制度は、介護保険法により、負担割合がそれぞれ定められております。

事業計画（平成24年度から平成26年度）での事業費は、介護報酬の改正による影響もあります。

橋本 涉議員



第5期介護保険事業計画（平成24年度から平成26年度）での事業費は、介護報酬の改正による影響もあります。

村長

で介護保険を使つてない人には、何らかのお祝い金を支給するなどをし、住民負担の軽減を考えるべきです。

第5期（平成24年～平成26年）介護保険料について

所得段階	基準額に対する割合	対象者	第5期保険料	第4期保険料
			年額	年額
第1段階	0.40	生活保護の受給者、老齢福祉年金受給者（住民税世帯非課税）	22,320円	16,800円
第2段階	0.50	世帯全員が住民税非課税かつ本人年金収入80万円以下	27,960円	20,400円
(第3段階)	(0.75)	(世帯全員が住民税非課税かつ本人年金収入80万円以上)	—	31,200円
第3段階	① 0.63	世帯全員が住民税非課税かつ本人年金収入十合計所得金額120万円以下	35,160円	—
	② 0.75	世帯全員が住民税非課税かつ本人年金収入十合計所得金額120万円超	41,880円	—
第4段階	① 0.90	本人が住民税非課税で年金収入十合計所得金額80万円以下	50,280円	37,200円
	② 1.00	本人が住民税非課税で年金収入十合計所得金額80万円超	55,800円	40,800円
第5段階	1.25	本人が住民税非課税で合計所得金額が250万円未満	69,840円	50,400円
第6段階	1.50	本人が住民税非課税で合計所得金額が250万円以上500万円未満	83,760円	61,200円
第7段階	1.75	本人が住民税非課税で合計所得金額が500万円以上750万円未満	97,680円	70,800円
第8段階	1.80	本人が住民税非課税で合計所得金額が750万円以上	100,440円	73,200円

